

政令第三百三十五号

特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十六年十二月十日とする。